

# 平成26年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省26-4-3)

政策名	4 中小・地域	施策名	4-3 経営安定・取引適正化			
施策の概要	<p>○創業間もない中小企業の官公需への参入を促進するため、官公需法を見直す。                  ○親企業に比べて弱い立場にある下請中小企業に不当なしわ寄せが生じることがないよう、下請代金法を厳格に運用すること等によって、適正な取引の推進を図る。                  ○また、中小企業・小規模事業者等が消費税率引き上げによる消費税の円滑かつ適正な転嫁を行えるようにするため、講習会の開催や相談窓口の設置等を実施する。</p>					
達成すべき目標	<p>○創業間もない中小企業が、官公需における受注機会を増やすために、法律の見直しを行う。                  ○不公正な下請取引を取り締まるために、下請代金法を厳格に運用すること等により、下請中小企業を保護する。さらに、大企業の業態変化や海外展開が進み、中小企業・小規模事業者が自立的に商品開発から市場開拓まで一貫して行う体制を構築する。</p>					
施策の予算額、執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	856	3,735	6,142	5,185
		補正予算(b)	4,155	3,100	3,744	-
		繰越し等(c)	0	▲ 898	▲ 2,864	
		合計(a+b+c)	5,011	5,937	7,022	
執行額(百万円)	4,858	4,580	4,821			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)                  「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)                  中小企業基本法                  小規模企業振興基本法</p>					

測定指標	1	官公需における受注機会の増大	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			<p>○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案の閣議決定(平成27年3月10日)</p>	26年度	官公需に係る法整備を行う
2	下請中小企業の体質改善	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
		<p>○「ビジネス・マッチング・ステーション」により、企業間取引の受発注情報を提供(平成26年度末の登録企業:発注企業6,700社(平成25年度末 6,502社)、受注企業19,556社(平成25年度末 19,105社))</p>	26年度	下請中小企業が親事業者に依存せず取引できる環境を整備する	達成
3	下請取引の適正化	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
		<p>①親事業者及び関連事業者団体に対して経産大臣、公取委員長連名で下請取引の適正化の要請文を发出(平成26年度:194,103社、642団体(平成25年度:189,207社、645団体)に対して发出)                  ②下請かけこみ寺における相談対応(平成26年度:5473件、平成25年度:4,982件)                  ③「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の改訂及び周知</p>	26年度	相談体制強化等による下請取引適正化を図る	達成

参考指標	1	日銀短観における中小企業の業況判断DI	実績値							
			25年Ⅱ期	25年Ⅲ期	25年Ⅳ期	26年Ⅰ期	26年Ⅱ期	26年Ⅲ期	26年Ⅳ期	27年Ⅰ期
			▲ 8	▲ 4	3	7	2	0	0	2
2	東京商工リサーチによる企業倒産件数(中小企業計)	実績値								
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
		12,657	11,687	10,531	9,535	-	-	-	-	

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠) 測定指標に掲げられた目標はすべて達成されており、参考指標における実績値もいずれも上向きのため。</p>		
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<p>・創業間もない企業は、信用力がないなどの理由により、販路の拡大が困難。創業間もない企業が、信用力を得るためには、官公需における受注が有効。しかし、従来の官公需施策においては、創業間もない企業の官公需における受注機会の確保のための措置が十分とは言えなかった。このため、官公需法を改正し、創業10年未満の中小企業者を新規中小企業者と定義し、受注機会増大のための措置を図ることとした。</p> <p>・下請代金法に基づく書面調査や立入検査等を実施するなど、下請代金法を厳格に運用するとともに、全国に設置した下請かけこみ寺で相談対応を行い、下請代金法の違反行為を未然に防止した。特に、原材料・エネルギーコストの増加が、中小企業・小規模事業者の収益を強く圧迫していることが懸念されたため、平成26年度においては、10月及び1月に転嫁対策パッケージを策定・公表し、大企業に対する集中的な立入検査や、下請ガイドラインの改定及び徹底した普及啓発などの措置を講じた。</p> <p>・平成26年4月1日に消費税率が引き上げられ、中小・小規模事業者における消費税率引き上げ分の円滑な転嫁が課題であったところ、法人及び個人に対する悉皆的な書面調査を行い、全国に設置された474名の転嫁対策調査官が、転嫁拒否行為等の監視・取り締まりを行った。</p> <p>・近年、親事業者の業態変化等が進む中で、下請中小企業の自立的な取引先開拓が課題として挙げられていることから、平成25年6月に「下請中小企業振興法」を一部改正し、同法の認定を受けた中小・小規模事業者が実施する共同受注等のシステム構築・設備導入・展示会出展等の費用を一部補助するなどの支援を、平成26年度においても引き続き行った。また、「ビジネス・マッチング・ステーション」による、下請事業者の販路開拓支援も引き続き実施した。</p> <p>・下請中小企業の体質改善、下請取引の適正化等の目標が達成されており、各事業(達成手段)は、本施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると考えられる。</p> <p>&lt;平成27年度行政事業レビューとの関係&gt; 平成27年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、事業の効率化を図るため、支出内容の見直し(官公需ポータルサイトの運営にあたり複数年契約を締結することでコスト削減)等の必要な改善に努めている。(事業番号185)</p>		
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>・創業間もない企業の受注機会増大を図るために、官公需法改正案の成立を目指すとともに、新規中小企業者の受注機会増大のための具体的な措置に関する基本方針を策定する。</p> <p>・策定・公表した原材料・エネルギーコスト増加分の価格転嫁対策を引き続き着実に実施していく。下請事業者が親事業者から不当な扱いを受けないよう、下請代金法を厳格に運用していくとともに、講習会の実施や相談体制にも万全を期す。</p> <p>・消費税率の引上げ時期が平成29年4月に延期されたものの、引き続き消費税転嫁対策に万全を期すとの政府方針の下、悉皆的な書面調査、立入検査、指導等を行っていく。</p> <p>・下請中小・小規模事業者が特定の取引先に依存しがちな状況を改善するため、下請中小・小規模事業者の自立化を促すための支援を引き続き実施していく。</p>		
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価のあり方を検討する場として、「政策評価懇談会」を設置。その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。</p>		
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>2015年版中小企業白書(経済産業省)、全国企業倒産状況(東京商工リサーチ)、中小企業短期経済観測調査(日本銀行)</p>		
<p>担当部局名</p>	<p>中小企業庁長官官房参事官付</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>